

チェックリスト
(電気通信事業分野における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (第7版対応))

- 1 このチェックリストは、電気通信事業分野における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的 な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれませんので、すべての項目が「○」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と従業員）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。

確認欄：○：対応できている、△：一部対応できている、×：対応できていない、－：適用場面がない

項	目	確認
1	感染予防対策の体制	
	・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更・実践について検討する体制を整えている。	
	・感染症法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図っている。 ・国・地方自治体・業種団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集している。	
2	健康確保	
	・従業員に対し、出勤前に、体温や感染を疑われる症状の有無を確認させている。	
	・体調の思わしくない者には出勤をさせずに、各種休暇制度の取得の奨励をすること。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、直ちに帰宅させ、自宅待機をすることとしている。 ・自宅で療養することとなった従業員には、重症化リスクに応じて、国の方針に従い対応させることとしている。	
3	通勤	
	・テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らしている。	
4	勤務	
	・飛沫感染防止のため、仕切りのない対面の人員・座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫している。仕切りがなく対面する場合には、換気をした上で、顔の正面から1～2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、工夫している。	
	・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底している。このために、水道設備や石けんまたはアルコール手指消毒薬などを配置している。共用の手拭きタオルなどは撤去し、ペーパータオルを設置するか自身のハンカチなどで拭くようにしている。	
	・感染対策上または事業上の必要があり、従業員やお客様に対し、マスクの着用を求める場合には、病気や障害等でマスク着用が困難な場合など個別の事情を十分配慮し、マスクを着用しないことによる差別等が生じないようにするとともに、適切な感染対策を講じている。	
	・建物全体や個別の作業スペースの換気に努めている。できる限りエアコンとは独立した換気扇を設置して、常時稼働させている。換気扇がない場合、窓が開く場合1時間に2回以上かつ1回5分以上、窓と出入口の2か所以上を開け換気している。	
	・オフィス内の湿度については、空調設備や加湿器を適切に使用し、相対湿度40%～70%（可能であれば50%～70%）になるよう努めている。	
	・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にしている。	
	・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。	
	・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。	
	・車両での移動等の際は、車内の密集回避に努めるとともに換気の徹底等の基本的な感染症対策を徹底している	
	・会議、イベント、採用面接などは、オンラインで行うよう検討している。株主総会については、事前の議決権行使を促すことなどにより、来場者のない形での開催も検討している。	
	・社内の会議や自社主催のイベントを対面で行う場合、換気に留意するとともに、椅子を減らすなど、近距離や対面に座らないようにしている。 ・社外主催の対面での会議やイベントなどは、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数としている。	
	5	休憩・休息スペース
・共有する物品（テーブル、椅子など）は、1日1回以上消毒している。		

項	目	確認
	・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底している。	
	・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、換気をした上で、顔の正面から1～2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩時間をずらすなど工夫している。特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、1つの密でも生じないようにすることを徹底している。	
	・食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、換気をした上で、顔の正面から1～2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう努めている。これが困難な場合も、対面で座らないように配慮、またはアクリル板等パーティションの設置等の工夫をしている。	
6	トイレ	
	・便器は通常の清掃を時間を決めて定期的に行っている。	
	・共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらうようにしている。	
7	設備・器具	
	・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの不特定多数の人が触れる環境表面については、1日に1回以上消毒を行っている。	
	・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉している。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底している。	
8	オフィス等への立ち入り	
	・取引先等を含む外部関係者の立ち入りは、必要な範囲にとどめ、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求め、立ち入り者を記録している。	
	・名刺交換はオンラインで行うことも検討している。	
9	職場における検査の更なる活用・徹底	
	・出勤後に体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、重症化リスクに応じ、医師の受診の勧奨、抗原検査キット(国が承認したキット)による検査などを実施している。	
10	従業員に対する感染防止策の啓発等	
	・従業員に対し、「新しい生活様式」の実践例や「職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」(特にトイレや休憩・休息スペース等、“場の切り替わり”での対策等)を周知するなどの取り組みを行っている。	
	・ワクチンの接種を可能な限り行うように呼びかけることを推奨している。推奨に当たっては、効果、副反応などについて、十分理解したうえで、強制でないことを認識している。希望しない社員への不当な差別、偏見が生じないようにしている。	
	・健康観察アプリなどを活用し毎日の健康状態を把握することを呼びかけている。	
	・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者等の人権に配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための配慮を行っている。	
	・濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励している。	
11	顧客との接点における対応・対策	
(1)	携帯ショップでの受付業務における対応・対策	
	・予約制を導入し、利用者にQRコードの読取を奨励している。	
	・来店者の健康チェック(体温測定・問診による症状確認等)をしている。	
	・来店者に、アルコール手指消毒薬の使用を確認している。	
	・感染対策上または事業上の必要がある場合のマスクの着用の依頼については、病気や障害等でマスク着用が困難な方もいらっしゃるため、そうした申し出があった場合には、個別の事情をお伺いした上で、差別等が生じないように十分配慮している。	
	・スタッフや顧客が共通で使用する箇所や物品の使用毎の消毒をしている。	
	・対面接客用フェンスを用いた接客をしている。	
	・空調設定、窓や出入口の開閉等による定期的な換気をしている。	
	・スタッフの日々の健康状態を把握・記録(担当者を任命)している。	
	・消毒・除菌グッズを配備している。	
	・キャッシュレス決済を導入している。	
	・スタッフのワクチン接種を推奨している。	
(2)	回線工事等に伴う顧客訪問における対応・対策	
	・事前連絡により顧客意向(実施可否、工事日の延期等)を確認している。	
	・訪問担当者は基本的な衛生対応(手洗い・手指消毒等)をしている。	
	・顧客等の体調を確認している。	
	・訪問時は、作業場所の換気について協力を依頼している。	
	・顧客との会話等に当たってはソーシャルディスタンスを可能な限り配慮をしている。	

項 目	確認
(3) 営業活動における対応・対策 ・顧客意向を確認の上、必要に応じて電話やWeb会議等ICTツール活用によりリモート対応をしている。	
1.2 感染者が確認された場合の対応 ・重症化リスクに応じて、国の方針に従い対応させている。	
・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の手が触れたと考えられる場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討している。	
・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意している。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱っている。	